

令和2年6月17日策定

令和2年8月4日改定

岡山シティミュージアム・岡山空襲展示室における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン詳細版

はじめに

- 1 国は、令和2年5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、全ての都道府県に対し緊急事態解除の宣言を行った。
緊急事態解除後は、一定の期間を設け外出の自粛や施設の使用制限を緩和しつつ、段階的に社会活動のレベルを引き上げていくとしており、マスクの着用や手指の消毒など「新しい生活様式」の定着、業種毎に策定される感染拡大予防ガイドラインの実践を要請した。
- 2 (財)日本博物館協会は、博物館・美術館が国民の健康で文化的な生活を維持する重要な社会基盤であることから、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、緊急事態解除の宣言前の5月14日に、「博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を策定した。
- 3 このガイドラインが基本的事項を整理したものであることから、当館の立地環境、施設の構造、来館者の属性、常設展・特別展の展示内容・方法、部外者の出入りなどのリスク分析と評価を行い、来館者をはじめ全ての関係者を対象とする「岡山シティミュージアムにおける新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン詳細版」を策定する。
- 4 この詳細版は、ホームページや当館の入口等で来館者・利用者に周知するとともに、当館の運営に関わる関係者が共通の理解に立ち、適切な取組みを実践する。

新型コロナウイルスの感染拡大のリスクについて

1 立地環境、施設の構造からのリスクについて

- (1) 岡山駅西口に隣接していることから県内外から来館者がある。
- (2) 周辺には、ホテル、コンベンション施設などがあり市民の往来が多い。
- (3) 正面入り口のほか、3か所の入り口があり不特定多数の出入りがある。
- (4) 展覧会の来館者以外に、コンベンション、セミナー、上映会等の用途で施設を貸し出しており不特定多数が利用する。
- (5) ひかりの広場、展望室は、一般に開放している。
- (6) エスカレータが急こう配であることから手摺を利用する場合が多い。

- (7) エレベータは、来館者用、展示品搬送用、職員用の計4機が設置され、昇降スイッチなどに触れる機会が多い。
- (8) 4階、5階のトイレは不特定多数が利用する。

2 来館者の属性、展示内容、部外者の出入りなどからのリスクについて

- (1) 特別展は、来館者が多く混雑することから密接、密集になりやすい。
- (2) 当日券は、対面販売である。
- (3) 図録、グッズ販売は、来館者が直接手に触れることが多い。
- (4) 受付、監視、物販及び設備管理等の業務は、外部に委託しており関係者の出入りが多い。
- (5) 子供向け等の展覧会は、接触型の展示がある。
- (6) 来館者が展示ケース、情報端末等に触れる機会がある。
- (7) ロビー等には、他者と共有する机、椅子が置かれている。
- (8) 講義室は、不特定多数が利用し密接、密集になりやすい。
- (9) ひかり広場は、県内外から不特定多数が利用する。状況次第では密接、密集も考えられる。

来館者の安全確保のために実施すること

- 1 来館前には必ず検温をお願いする。また、次に該当する場合は、来館自粛をお願いしホームページ等で周知する。
 - (1) 37.5度以上の発熱がある場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者と濃厚接触がある場合
 - (3) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合
 - (4) 喉、咽頭痛、全身倦怠感、味覚・嗅覚障害、鼻汁・鼻閉等の症状がある場合
 - (5) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航及び当該国、地域の在住者との濃厚接触がある場合
- 2 サーモグラフィ等により来館者の検温を行った結果、発熱が認められた場合は入館をお断りする。
- 3 感染者が発生した場合は、来館者への注意喚起、安全誘導等を行える環境、体制を整備しておく。
- 4 来館者の緊急連絡先を把握するため、別途作成の「来館者記録票」を本人の同意を得たうえで提出をお願いする。「来館者記録票」は、感染者が発生した場合、保健所等の公的機関に提供されることを事前に説明するとともに、岡山市個人情報保護条例に基づき適切な取得、保存、管理を行う。
- 5 受付を行うスタッフは、マスクを着用させ必要により手袋を使用させる。
- 6 受付ブースには、透明ビニールカーテン、アクリル板等を設置し飛沫対策を講じる。
- 7 来館者には、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を要請する。
- 8 パンフレット等の配布物は、手渡しで配布せず据え置きする。

- 9 机、椅子、ドアノブ、エレベータのスイッチ類、エスカレータの手すり等は、最低1日1回のアルコール消毒を行う。
- 10 展示ケース、情報端末等は、最低1日1回のアルコール消毒を行う。
- 11 トイレの便座や床のアルコール消毒を行う。また、トイレは蓋を閉めて水を流すようお願いする。ハンドライヤーは使用しない。

各種委託業務の実施に当たって留意すること

- 1 委託契約業者は、出入りするスタッフ等の緊急連絡先及び勤務日を記した名簿を作成し報告すること。
- 2 スタッフ等には、毎朝、検温の実施を要請する。検温の結果、37.5度以上の発熱がある場合は出勤、出入りを禁止する。また、委託契約業者に対し医療機関、保健所等の受診を促し診断結果を記録させる。
- 3 スタッフ等が発熱の他に、咳、呼吸困難、全身の倦怠感、咽頭痛、鼻水、味覚・臭覚障害など新型コロナウイルス特有の症状があった場合は自宅待機を要請する。
- 4 スタッフ等には、咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を要請する。
- 5 職員との打合せは、密接、密集、密閉を避け、なるべく短時間とする。必要によりアクリル板等を設置する。
- 6 スタッフ等の感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触を出来るだけ避け、直ちに帰宅させ自宅待機させる。
- 7 スタッフ等が発熱等の症状により自宅で療養することになった場合、委託契約業者は毎日、健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の抗体検査を受けさせる。検査の結果が陰性であっても、症状が改善されてから当面の間は、出勤、出入りを認めない。
- 8 スタッフ等の感染が疑われた場合は、委託契約業者に対し、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うよう要請する。
- 9 委託契約業務に従事する場合、別途作成する「業者等記録票」を本人の同意を得て提出をお願いする。「来館者記録票」は、感染者が発生した場合、保健所等の公的機関に提供されることを事前に説明し、岡山市個人情報保護条例に基づき適切な取得、保存、管理を行う。

常設展、特別展等の運営に当たって留意すること(上述の来館者の安全確保以外の項目)

- 1 フロアマーカートを配置し、来館者同士の密接、密集、密閉を避けるため、できるだけ2メートル、最低1メートルを確保する。
- 2 3密(密閉、密接、密集)になりやすい展覧会は、原則、開催しない。
- 3 接触型の展示は、原則、行わない。

- 4 1時間当たり50名を超える来館者がある場合は、入場制限を行う。この場合、当面、事前予約は行わず講義室等で待機させる。
- 5 空調装置を常時稼働し換気を行う。
- 6 常設展、特別展の開館中は、サーモグラフィ等による検温を行う。なお、発熱が確認された場合は入館をお断りする。また、この場合、隔離する方法、対応者、保健所等の公的機関への連絡体制など所定の対応を予め調整し確立しておく。

展示室、講義室の貸出しに当たって留意すること

1 講義室の利用について

- (1) 施設使用許可を受けた者又は主催者等は、全ての利用者にサーモグラフィ等により検温を行う。なお、発熱が認められた場合は、利用を停止し施設使用許可を取り消す。
- (2) 利用人員数は、国が示した段階的な緩和目安をもとに、スクール形式で利用する場合は40名以下、可動式座席を使用の場合は30名以下とする。この場合でも密接、密集、密閉が起きないように十分留意すること。
- (3) 施設使用許可を受けた者又は主催者等は、利用者に対し咳エチケット、マスクの着用、手洗い、手指の消毒を徹底すること。
- (4) 施設使用許可を受けた者又は主催者等は、受付を行う場合、透明ビニールカーテン、アクリル板等を設置し飛沫対策を講じること。
- (5) パンフレット等の配布物は、手渡しで配布は行わず据え置くこと。
- (6) 入場チケット等は、あらかじめ利用者が半券のもぎりを行うこと。
- (7) 使用する椅子、テーブル、パソコン、マイク及び機材等は、最低1日1回消毒を行う。また、施設使用許可者又は主催者等は、使用後には消毒を行うこと。
- (8) 使用申し込みの期日は、通常、利用月の6か月前であるが、新型コロナウイルス感染拡大の状況や国の動向を見極める必要から、当面の間、利用月の3か月前からとする。
- (9) 施設使用許可者又は主催者等は、利用者の緊急連絡先を把握するため「利用者記録簿」を作成すること。この「利用者記録簿」は最低3週間保管すること。また、「利用者記録簿」に記載された個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提出されることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から名簿の保管には十分な対策を講じること。
- (10) 施設使用許可者又は主催者等は、換気を行うため入口ドアは開いた状態で利用すること。

2 展示室の一般利用について（コンベンション等）

- (1) 施設使用許可を受けた者又は主催者等は、全ての利用者にサーモグラフィ等により検温を行う。なお、発熱が認められた場合は、利用を停止し施設使用許可を取り消す。
- (2) 利用人員数は、国が示した段階的緩和の目安をもとに、利用者間の距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）確保するため、4階展示室は150名以下、5階展示室は100名以下とする。この場合でも密接、密集、密閉が起きないように十分留意すること。

- (3) 施設使用許可を受けた者又は主催者等は、利用者に対し咳エチケット、マスクの着用、手洗い、手指の消毒を徹底すること。
- (4) 施設使用許可を受けた者又は主催者等は、受付を行う場合、透明ビニールカーテン、アクリル板等を設置し飛沫対策を講じること。
- (5) パンフレット等の配布物は、手渡しで配布は行わず据え置くこと。
- (6) 入場チケット等は、あらかじめ利用者が半券のもぎりを行うこと。
- (7) 使用する椅子、テーブル、パソコン、マイク及び機材等は、最低1日1回消毒を行う。また、施設使用許可者又は主催者等は、使用後には消毒を行うこと。
- (8) 使用申し込みの期日は、通常、利用月の6か月前であるが、新型コロナウイルス感染拡大の状況や国の動向を見極める必要から、当面の間、利用月の3か月前からとする。
- (9) 施設使用許可者又は主催者等は、利用者の緊急連絡先を把握するため「利用者記録簿」を作成すること。この「利用者記録簿」は最低3週間保管すること。また、「利用者記録簿」に記載された個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提出されることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から名簿の保管には十分な対策を講じること。
- (10) 空調装置を常時稼働し換気を行う。また、入口ドアは開いた状態で利用すること。

3 ひかりの広場の利用について

- (1) 施設使用許可者又は主催者等は、全ての利用者にサーモグラフィ等により検温を行うこと。なお、発熱が認められた場合は、利用を停止し施設使用許可を取り消す。
- (2) 利用可能な許容人数は、国が示した段階的な緩和の目安をもとに、できるだけ2メートル、最低1メートルの間隔が確保できる範囲内とする。この間隔が確保されることを施設使用許可の条件とし、この条件を満たさない場合は施設使用許可を取り消す。
- (3) 施設使用許可者又は主催者等は、利用者に対し咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を要請すること。
- (4) パンフレット等の配布物は、手渡しで配布は行わず据え置くこと。
- (5) 入場チケット等がある場合は、あらかじめ利用者が半券のもぎりを行うこと。
- (6) 施設使用許可者又は主催者等は、使用する椅子、テーブル、パソコン、マイク及び機材等の消毒を行うこと。
- (7) 使用申し込みは、新型コロナウイルス感染拡大状況や国の動向を見極める必要から、当面の間、原則、利用月の3か月前からとする。
- (8) 施設使用許可者又は主催者等は、利用者の緊急連絡先を把握するため「利用者記録簿」を作成すること。この「利用者記録簿」は最低3週間保管すること。また、「利用者記録簿」に記載された個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提出されることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から名簿の保管には十分な対策を講じること。
- (9) 空調装置を常時稼働し換気を行う。また、入口ドアは開いた状態で利用すること。

感染が疑われる状況が発生した場合の対応について

体調を崩された来館者等が発覚した場合は、以下のことを前提に対応する。

- 1 速やかに、別室に案内し隔離する。
- 2 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用する。
- 3 速やかに、医療機関、保健所に連絡し指示を受ける。
- 4 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成するなど必要な情報提供を速やかに行える体制を整える。
- 5 取得した個人情報、漏洩することのないよう十分な対策を講じる。

終わりに

今般改定したガイドライン詳細版は、今後の新型コロナウイルス感染拡大や国の動向等を踏まえ、逐次、見直しを行っていく。

また、公立博物館の責務として、博物館・美術館が国民の健康で文化的な生活を維持する重要な社会基盤であることの認識に立ち、このガイドライン詳細版の適切な運用が行われ、市民が安心して来館いただけるよう最善を尽くすものである。